

労働者派遣事業に係る情報提供資料

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項の規定に基づき、以下のとおり事業所の情報を提供します。

対象期間：令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで

事業所名称	石垣工業株式会社
事業所所在地	〒649-0306 和歌山県有田市初島町浜1000番地

① 派遣労働者数	7 名
② 労働者派遣の役務の提供を受けた者(派遣先)の数	1 社
③ 労働者派遣に関する料金の平均額(1日8時間あたりの額)	29,643 円
④ 派遣労働者の賃金の平均額(1日8時間あたりの額)	12,426 円
⑤ マージン率 (派遣料金の平均額から派遣労働者の賃金の平均額を控除した額を当該派遣料金の平均額で除した得た割合)	58.1 %
⑥ 派遣労働者キャリア形成支援制度に関する事項	
・ キャリアコンサルティング	事務所に相談窓口設置
・ 教育訓練内容 (賃金支給あり、派遣労働者負担なし)	新規採用者訓練 ビジネススキル訓練 OA機器操作訓練
⑦ その他労働者派遣事業の業務に関し参考と認められる事項	福利厚生 ・ 定期健康診断 ・ 慶弔休暇制度有り

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項

・ 労使協定を締結しているか否か	締結済み
・ 労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	弊社と派遣労働契約を締結するすべての派遣労働者
・ 労使協定の有効期間の終期	令和9年3月31日